

1(1) 甲は C が自販機でタバコを購入している間に財布を盗んでいるが、かかる行為につき窃盗罪(刑法「以下略」235 条)が成立するか。

(2) ここで、窃盗罪が成立するための要件は、①他人の財物を、②不法領得の意思をもって、③窃取したことである。

(3) 本件では、①甲が盗んだ財布は A(以下「本件財布」とする)のものであり、他人の財物といえる。また、②甲は財布の所有者を排除して、自己の経済的利益のために盗んでいることから、不法領得の意思の発現があったといえる。そして、③「窃取」とは、占有者の意思に反して、占有を自己に移転することである。

まず、本件財布について、C の占有が認められるかを検討するに、本件財布は C が置き忘れたものではなく、C の占有は認められない。

次に、A の占有は未だに本件財布に及んでいるといえるか。

本件では、甲が財布を盗んだのは、A が財布を置き忘れて 2 分程度が経過してのことであり、6 階から地下 1 階までのエスカレーターの所要時間が 2 分 20 秒であることからすれば、甲の犯行時刻に A は、地下 1 階付近にいたことが考えられる。そうすると、A と 6 階ベンチとの間の距離は遠く、本件財布に対する A の占有は既に及んでいないといえる。

よって、本件財布には誰の占有も及んでおらず、当該占有を自己に移転させたとはいえない。以上より、甲の持ち去り行為は「窃取」には当たらない。

(4) したがって、窃盗罪は成立しない。

2(1) そうすると、本件財布は既に A の占有下を離れているとして、甲の領得行為には占有離脱物横領罪(254 条)が成立するか。

もっとも、甲は、本件財布の占有者は C であると思って持ち去っており、本件財布が占有離脱物である認識がない。その結果、占有離脱物横領罪の故意(38 条 1 項)が認められないのではないか。

(2) ここで、故意責任の本質は、行為者が規範に直面し、反対動機の形成が可能であったにもかかわらず、あえて行為に及んだことに対する非難である。規範は構成要件の形で類型化されていることから、認識事実と発生事実が重なり合う範囲で故意責任を問うことができる。

そして、窃盗罪と占有離脱物横領罪については、その違いが、領得される物に占有があったかどうかによらず、双方ともに領得行為である点には変わらない。よって、占有離脱物横領罪の範囲で重なり合いがあるといえる。

以上から、占有離脱物横領罪の故意も認められる。

(3) したがって、甲には占有離脱物横領罪が成立する。

3(1) 次に、甲が A 名義のクレジットカードを使って買い物をしたことにつき、スーパーマーケット B に対する 1 項詐欺罪(246 条 1 項)が成立するか。

(2) 詐欺罪の成立要件は、①欺罔行為により、②錯誤に陥った相手方が、③財物の処分・交付を行い、④財産的損害が発生したことである。

(3) 本件では、①他人名義のクレジットカードを許可もなくあえて使用する以上、名義を偽っているのみならず、支払意思も有していないものと推認される。そうすると、当該意思の欠缺を秘して行う買い物は欺罔行為に当たる。

また、②Fは甲をA本人と誤信しており、錯誤に陥っている。さらに、③Fは売上傳票を信販会社に送付しており、処分行為が認められる。

そして、④スーパーマーケットBは、このようなクレジットカードの使用を許したとして、E信販会社からの立替払いを受けられなくなる危険性が生じ、財産的損害の発生も認められそうである。もっとも、本件では、E信販会社は甲の不正使用に気づきながら立替払いの要求に応じており、BがEから立替払いを受けられなくなる危険性は生じていないといえる。よって、財産的損害の発生は認められない。

(4) したがって、スーパーマーケットBに対する甲の行為は、詐欺未遂罪(250条、246条1項)にとどまる。

4 一方、E信販会社に対しては、支払う意思がないのに買い物をしたことにより「財産上不法の利益」を得たとして、2項詐欺罪(246条2項)が成立する。

5 また、甲は「権利、義務…に関する文書」である売上傳票において、Aと偽って署名を行ったことに対して、有印私文書偽造罪(159条1項)と同行使罪(161条1項)が成立する。

6 以上から、甲には、㉗占有離脱物横領罪、㉙1項詐欺未遂罪、㉚2項詐欺罪、㉛有印私文書偽造罪、㉜偽造私文書行使罪が成立し、㉙と㉚は一つの欺罔行為により生じたとして観念的競合(54条前段)の関係となる。また、㉛と㉜は目的手段の関係より牽連犯(54条後段)となる。そして、㉗はこれらと併合罪(45条)の関係にたつ。

以上